

空き店舗を活用し、事業を開始しようと考えている皆さんへ

# 空き店舗活用支援

## 事業補助金

補助対象経費

店舗等改装費



### 空き店舗

空き店舗とは、富田林市内にある物件で、事業活動を休止してから6ヶ月以上経過している店舗等物件をいいます。 ※自己所有となる物件は対象外です。

### 補助金額

通常枠：最大20万円

特別枠：最大50万円

補助対象経費の2分の1以内

※裏面をご確認の上、利用を検討される方は事前に必ず商工観光課までご連絡ください。

## 特別枠とは

以下の①～③をすべて満たす者が特別枠の対象となります。

- ① 申請日において、創業の日を迎えていない者又は創業の日後1年以内の者
- ② 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書又は特定創業支援等事業に係る確認書の発行を受けている者
- ③ 市内商店会に加入し商店会管内に本社機能を有する店舗等を設置する者

### 対象要件

【通常枠】下記①～⑪いずれにも該当する者。

- ① 事業活動を休止してから申請日において6ヶ月以上経過している店舗等を活用して、富田林市内で初めて店舗等を開設する者。
  - ② 営利を目的とした事業を行う者。
  - ③ 許認可等を必要とする業種にあつては、当該許認可等を受ける者。
  - ④ 中小企業基本法(昭和38年政令第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であり、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種を行う者。
  - ⑤ 建築基準法、消防法その他関係法令を遵守する者。
  - ⑥ 富田林市内の店舗等で週4日以上かつ継続して1年以上営業活動を行う者。
  - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業を行わない者またこれに類する営業を行わない者
  - ⑧ フランチャイズ契約、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行わない者
  - ⑨ 他の者が行っていた事業の一部又は全部の承継をされ事業を行う者でないこと。
  - ⑩ 本市又は本市以外の市区町村民税を滞納していない者
  - ⑪ 市内に既にある店舗等の単なる移転ではないこと
- 【特別枠】上記①～⑪に加え、⑫に該当する者

- ⑫ 産業競争力強化法に基づき本市が策定した創業支援等事業計画による支援を受けており、本市により創業支援証明書又は創業支援確認書の発行を受けている者。

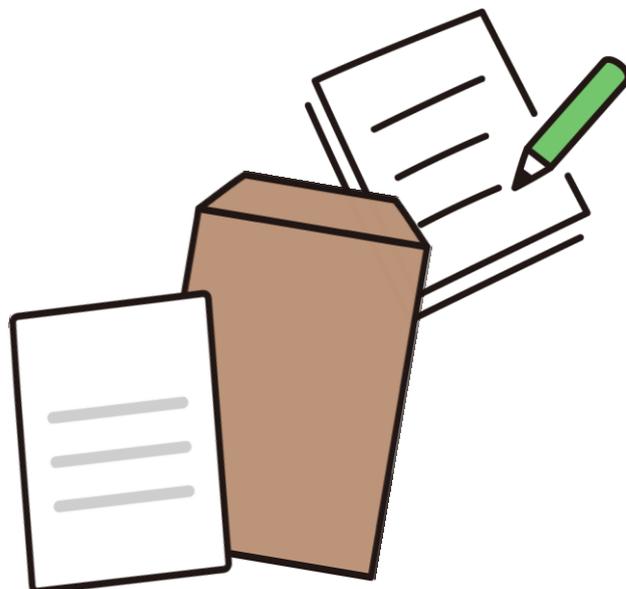
### 申請書類

【通常枠】

- ① 事業の内容が分かる書類(事業計画書、仕様書等)
- ② 補助対象経費の見積書
- ③ 工事箇所の平面図又は工事予定図
- ④ 住民票の写し(法人の方は、発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書)
- ⑤ 市区町村民税に滞納がないことの証明書(納税証明書等)
- ⑥ 賃貸借契約書の写し
- ⑦ 週4日以上かつ継続して1年以上営業を行う旨の宣誓書
- ⑧ 風俗営業等を行わない旨の宣誓書【飲食店のみ】
- ⑨ 空き店舗である事の証明書
- ⑩ 開業届出書の写しまたは法人設立届出書の写し【創業の日を迎えていない者は除く】

【特別枠】

- 上記①～⑩申請書類に加え以下の書類が必要です。
- ⑪ 創業支援証明書または創業支援確認書



問い合わせ

富田林市 産業部 商工観光課 TEL:0721-25-1000 (内線481)